

平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 日本航空 株式会社
代表者名 代表取締役社長 植木 義晴
(コード:9201、東証第 1 部)
問合せ先 財務部長 山下 康次郎
(TEL. 03-5460-3068)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 19 日開催予定の第 64 期 定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 第 12 条の変更

外国人等の株主名簿への記載・記録の制限につき、社債、株式等の振替に関する法律に基づく対応を明文化するものです。

(2) 第 45 条の変更

株主名簿への記載・記録が制限された外国人等の有する株式に対しても期末配当を行うこととするものです。なお、第 45 条の変更については、第 65 期(平成 26 年 3 月期)以降の期末配当について適用し、第 64 期(平成 25 年 3 月期)における剰余金の処分に関する議案が承認可決された場合における当該剰余金の配当には適用しないものとします。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	修 正 案
(外国人等の株主名簿への記載の制限)	(外国人等の株主名簿への記載・記録の制限)
第 12 条 当社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が当社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとする。 (1) 日本の国籍を有しない人	第 12 条 当社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が当社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとする。 (1) 日本の国籍を有しない人

現 行 定 款	修 正 案
<p>(2) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(3) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(3) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>2. <u>当会社は、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項又は第8項に基づく振替機関からの通知に係る株主のうち前項各号のいずれかに掲げる者の有する株式のすべてについて株主名簿に記載又は記録することとした場合に前項各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、前項各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の3分の1以上を占めることとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載又は記録する。</u></p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、<u>以下の各号に定められた者</u>に対し行う。</p> <p>(1) <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者</u></p> <p>(2) <u>社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年3月31日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第12条第2項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 <u>変更後の第45条(剰余金の配当)は、第65期(平成26年3月期)以降の期末配当について適用し、第64期(平成25年3月期)以前の期末配当には適用しない。</u></p>

3.日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生予定日

平成25年6月19日(水)
平成25年6月19日(水)

以 上